

# 規則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第十四号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中	反響板 （大ホール）	一式	七、八四〇
	オーケストラピット （同）	同	四、九八〇

を	プログラムスタンド	一台	一八〇
	反響板 （大ホール）	一式	七、八四〇
	同 （小ホール）	同	三、〇〇〇
	オーケストラピット （大ホール）	同	四、九八〇

に、	太鼓 （同）	一式	四六〇
----	-----------	----	-----

を	太鼓 （同）	一式	四六〇
	バレエシート （大ホール）	同	三、三五〇
	同 （小ホール）	同	一、五二〇

に改め、同表音響設備の項中「DAT（デジタルオーディオプレイヤー）」

オ	テープを含まない。	を	サブロースピーカー
---	-----------	---	-----------

同「二、八四〇」に改め、同表ピアノ等の項中「ラウンジ」を削り、同表映写設備の項中「二八、二〇〇」を「一九、九〇〇」に、

ブルーレイディスクプレーヤー (大型プロジェクター用)	一台	一、六二〇	ビデオ及びDVDの再生も可能
スクリーン (大ホール)	一式	一、八五〇	
同 (小ホール)	同	九九〇	
ブルーレイディスクプレーヤー	一台	一、六二〇	DVDの再生も可能
スクリーン (大ホール)	一式	一、八五〇	
同 (小ホール)	同	三、六七〇	

改め、同表照明設備の項中

反響板固定ライト (大ホール)	同	二、四二〇
--------------------	---	-------

カラーフィルターを含まない。	反響板固定ライト (大ホール)	同	二、四二〇
準備及び復元の場合 は、一列を無料とする。	同 (小ホール)	同	一、〇〇〇

準備及び復元の場合 は、一列を無料とする。	同 (一キロワット未満)	同	八
--------------------------	-----------------	---	---

五〇 「」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。